

## 豊橋市地域公共交通活性化推進協議会事務処理規程 新旧対照表

改正後	改正前
豊橋市地域公共交通活性化推進協議会事務処理規程	豊橋市地域公共交通活性化推進協議会事務処理規程
第1条～第21条 (略)	第1条～第21条 (略)
(随意契約の範囲)	(随意契約の範囲)
第23条 随意契約によることのできる場合は、次のとおりとする。	第23条 随意契約によることのできる場合は、次のとおりとする。
(1) 予定価格が物品については <u>150万円</u> 以下、委託は <u>100万円</u> 以下、工事は <u>200万円</u> 以下のとき	(1) 予定価格が物品については80万円以下、委託は50万円以下、工事は130万円以下のとき
(2) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき	(2) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき
(3) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	(3) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
(4) 競争入札に付する事が不利と認められるとき	(4) 競争入札に付する事が不利と認められるとき
(5) 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みのあるとき	(5) 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みのあるとき
(6) 競争入札に付して入札者がないとき又は再度の入札に付し落札者がないとき	(6) 競争入札に付して入札者がないとき又は再度の入札に付し落札者がないとき
(7) 落札者が契約を締結しないとき	(7) 落札者が契約を締結しないとき
(見積書の徴取)	(見積書の徴取)
第24条 事務局長は、随意契約により契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書（様式第7）を徴するようとする。ただし、1件の金額が <u>10万円</u> 以下のもの及びその他特に会長が認めるものについては、1通の見積書をもって処理することができる。	第24条 事務局長は、随意契約により契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書（様式第7）を徴するようとする。ただし、1件の金額が5万円以下のもの及びその他特に会長が認めるものについては、1通の見積書をもって処理することができる。
(契約書の作成)	(契約書の作成)
第25条 事務局長は、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成しなければならない。ただし、次に掲げる場合には、契約書の作成を省略することができる。	第25条 事務局長は、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成しなければならない。ただし、次に掲げる場合には、契約書の作成を省略することができる。
(1) 契約金額が <u>100万円</u> （工事の場合は <u>200万円</u> ）以下のとき	(3) 契約金額が50万円（工事の場合は130万円）以下のとき
(2) 随意契約で会長が契約書を作成する必要がないと認めたとき	(4) 随意契約で会長が契約書を作成する必要がないと認めたとき
2 前項の規定により契約書を省略した場合（前項第2号による場合を除く）	2 前項の規定により契約書を省略した場合（前項第2号による場合を除く）

<p>においても、契約に関して必要な事項を記載した請書又はこれに類する書類を徴さなければならない。ただし、物品の購入、修繕にあっては、見積書を請書とみなすことができる。</p>	<p>く）においても、契約に関して必要な事項を記載した請書又はこれに類する書類を徴さなければならない。ただし、物品の購入、修繕にあっては、見積書を請書とみなすことができる。</p>
<p>第26条～第28条 (略)</p>	<p>第26条～第28条 (略)</p>
<p>(監督及び検査)</p>	<p>(監督及び検査)</p>
<p>第29条 事務局長は、当該契約の適正履行を確保するため、契約書、仕様書、設計書その他関係書類に基づき監督及び検査をしなければならない。</p>	<p>第29条 事務局長は、当該契約の適正履行を確保するため、契約書、仕様書、設計書その他関係書類に基づき監督及び検査をしなければならない。</p>
<p>2 事務局長は、契約の履行確認について検査を完了したときは、検査報告書（様式第8）を作成しなければならない。ただし、当該契約金額が<u>200万円</u>（工事の場合<u>も200万円</u>）以下の契約及び当該契約金額が<u>200万円</u>を超える物件の買入れその他の契約で当該物件等の給付の完了前に当該契約金額の一部を支払う場合において、当該支払に係る物件等の既納部分が<u>200万円</u>を超えない給付については、支出負担行為決裁書の余白に契約履行確認の表示をすることにより、検査報告書の作成に代えることができる。</p>	<p>2 事務局長は、契約の履行確認について検査を完了したときは、検査報告書（様式第8）を作成しなければならない。ただし、当該契約金額が100万円（工事の場合は130万円）以下の契約及び当該契約金額が100万円を超える物件の買入れその他の契約で当該物件等の給付の完了前に当該契約金額の一部を支払う場合において、当該支払に係る物件等の既納部分が100万円を超えない給付については、支出負担行為決裁書の余白に契約履行確認の表示をすることにより、検査報告書の作成に代えることができる。</p>
<p>第30条～第31条 (略)</p>	<p>第30条～第31条 (略)</p>
<p>附 則 (略)</p>	<p>附 則 (略)</p>
<p><u>附 則</u> <u>この規約は、令和7年6月 日から施行する。</u></p>	

## 資料 1

### 協議案第 1 号

#### 豊橋市地域公共交通活性化推進協議会事務処理規程の一部改正について

##### 1. 改正理由・内容

令和 7 年 4 月 1 日施行の地方自治法施行令改正に伴い、豊橋市契約規則をはじめとする本市規則等も改正となったため、本協議会の事務処理規程も改正をする。

##### 2. 変更案

別紙「資料 1-1」のとおり

##### 3. 施行日

令和 7 年 6 月 2 日（予定）

## 令和6年度事業経過報告

年月日	事業内容
令和6年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会の開催</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会の開催（書面協議）</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モビリティウィーク期間中の啓発</li> <li>・ええじゃないか豊橋カーフリーデーの実施（豊橋まちなか広場／約2,000名参加）</li> <li>●「とよはし子育て応援電車・バス」ステッカー及びラッピングの実施 (貼付車両／ステッカー：渥美線（全編成の先頭車両）、市電（ほっトラム）、路線バス（全車両） ラッピング：渥美線（5編成の先頭車両））</li> <li>●木製つり輪キーホルダー製作体験の実施（62名参加）</li> <li>・電車・バス沿線とよはし周遊マップの配布 (愛大前・藤沢エリア、赤岩口・岩田エリア／各2,500部作成)</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通マップの作成</li> <li>・企業シャトルBaaS実証運行事業の実施（～令和7年2月）</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会の開催</li> <li>●「公共交通RUN とよはしロゲイニング」の開催（豊橋駅南口広場／54名参加）</li> </ul>
令和7年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「絵本の駅」の実施（～令和7年5月末） (設置場所：渥美線新豊橋駅、南栄駅、高師駅、大清水駅、三河田原駅、豊橋駅バスセンター、 豊橋市役所庁舎内キッズスペース)</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会の開催</li> <li>●道の駅とよはし延伸周知チラシの配布</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通マップの作成</li> <li>・「あなたの乗り方講座」の実施（飯村岩崎線：多米校区／12名参加）</li> <li>●「電車・バスお出かけ講座&amp;おはなし電」の実施（14組36名参加）</li> <li>●木製つり輪キーホルダー製作体験の実施（17名参加）</li> <li>・公共交通利用促進絵本「ガタゴトポーン！トヨッキーのぼうけん」増刷（150部）</li> </ul>

●は新規事業

# 令和6年度収入支出決算

資料2-1

収入決算額	6,184,082円
支出決算額	5,838,404円
差引残額	345,678円

## 収入の部

科目	予算現額			決算額	比較 増減額	摘要
	当初予算	補・流用額	計			
1. 負担金	7,091,000円	0円	7,091,000円	5,768,648円	△ 1,322,352円	○豊橋市 6,790,675円 ○豊橋市負担金精算 △ 1,322,027円 ○豊鉄バス㈱ 200,000円 ○豊橋鉄道㈱ 100,000円
2. 繰越金	416,000円	0円	416,000円	415,434円	△ 566円	○令和5年度繰越金 415,434円
3. 諸収入	1,000円	0円	1,000円	0円	△ 1,000円	
合計	7,508,000円	0円	7,508,000円	6,184,082円	△ 1,323,918円	

## 支出の部

科目	予算現額			決算額	不用額	摘要
	当初予算	補・流用額	計			
1. 運営費	143,000円	0円	143,000円	135,139円	7,861円	○会議運営費等 135,139円
2. 事業費	7,364,000円	0円	7,364,000円	5,703,265円	1,660,735円	○カーフリーデー実施事業 743,280円 ○イベントにおける公共交通利用促進事業補助金（多米地区） 25,570円 ○公共交通利用促進事業 3,327,325円 ○公共交通マップ作成 219,000円 ○企業シャトルBaaS社会実験事業負担金 279,000円 ○道の駅とよはし延伸 1,109,090円
3. 予備費	1,000円	0円	1,000円	0円	1,000円	
合計	7,508,000円	0円	7,508,000円	5,838,404円	1,669,596円	

## 資料2-2

### 監査報告書

令和6年度豊橋市地域公共交通活性化推進協議会収支決算書及び証拠書類の内容につきまして監査いたしましたところ、いずれも適正に処理されていることを認めましたので報告いたします。

令和7年5月12日

豊橋市地域公共交通活性化推進協議会

監事 小木裕之

監事 富田佳央

## 協議案第3号

## 前芝地区「地域生活」バス・タクシーの臨時運行について

## 1 臨時運行について

## (1) 目的

運休日である豊橋まつり開催日に、沿線地域に居住する市民が豊橋まつりへ出かけるための移動手段を確保することなどを目的に臨時運行を実施する。

## (2) 運行内容

- ・運行日数 変更後：241日 変更前：239日
- ・運行本数 変更後：2,888本 変更前：2,868本

## 【上り 梅ヶ島発西駅前行き】運行日：令和7年10月18日（土）・19日（日）

便名/主要停留所	第3便	第5便	第7便	第9便	第11便
梅ヶ島	8:53	10:53	13:53	15:33	17:23
西浜	8:55	10:55	13:55	15:35	17:25
前芝	9:01	11:01	14:01	15:41	17:31
清須	9:07	11:07	14:07	15:47	17:37
川崎	9:12	11:12	14:12	15:52	17:42
吉田方小学校西	9:15	11:15	14:15	15:55	17:45
菰口町	9:18	11:18	14:18	15:58	17:48
西駅前	9:27	11:27	14:27	16:07	17:57

## 【下り 西駅前発梅ヶ島行き】運行日：令和7年10月18日（土）・19日（日）

便名/主要停留所	第4便	第6便	第8便	第10便	第12便
西駅前	9:42	11:57	14:42	16:22	18:22
菰口町	9:45	12:00	14:45	16:25	18:25
吉田方小学校西	9:48	12:03	14:48	16:28	18:28
川崎	9:50	12:05	14:50	16:30	18:30
清須	9:56	12:11	14:56	16:36	18:36
前芝	10:02	12:17	15:02	16:42	18:42
西浜	10:08	12:23	15:08	16:48	18:48
梅ヶ島	10:15	12:30	15:15	16:55	18:55

- ・その他 車両、運行経路（キロ程）及び運賃の変更はなし。

## (3) 運行計画の変更日等

- 令和7年6月2日 豊橋市地域公共交通活性化推進協議会において合意  
 令和7年7月中 運行事業者から中部運輸局へ運行計画変更に関する届出  
 令和7年10月18日 運行計画の変更

## (4) 令和8年度豊橋市地域内フィーダー系統確保維持計画について

本件の運行計画の変更に伴い「令和8年度豊橋市地域内フィーダー系統確保維持計画」中、「4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者」に添付している運行ダイヤを変更する。

## 「地域生活」バス・タクシー（北部地区）の運行車両の変更（案）について

豊橋市「地域生活」バス・タクシー（北部地区）で使用する車両について、車両更新に伴い、移動等円滑化基準第43条の規定に基づき適用除外認定を受けるため、国土交通省中部運輸局へ申請を行います。

### 1 運行車両の変更の内容

運行車両の老朽化のため、運行車両の変更を行う。

**令和7年4月末時点**

- 1号車（使用年数：13年 運行距離：511, 930km）
- 2号車（使用年数：13年 運行距離：553, 506km）

### 2 変更の内容

**【変更前】**

乗客定員9人の車両で移動円滑化基準適用除外の認定を受け運行。  
(車両台数：2台 車種：ハイエース)

**【変更後】**

乗客定員9人の車両で移動円滑化基準適用除外の認定を受け運行。  
(車両台数：2台 車種：キャラバン)

### 3 移動円滑化基準適用除外について

**【除外認定の理由】**

現状と同等の乗客定員で基準に適合した車両を選定しようとすると全幅やホイールベース幅が増してしまい、運行経路が一部狭隘である本路線での走行が物理的に困難となるため。

(狭路箇所)

- ①石巻中山バス停周辺 石巻中山町10号線 幅員4.2m
- ②玉川小学校周辺 石巻本町214号線、218号線 幅員4.6m

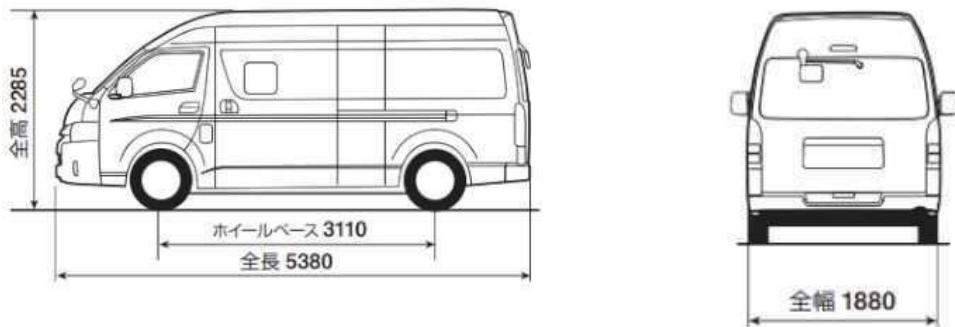
**【バリアフリー車両を必要とする方への対応】**

同事業者のユニバーサルデザインタクシー等の車いす対応車両の利用を依頼する。

### 4 変更日

令和7年7月頃 予定

●変更前車両(ハイエース)



●変更後車両(キャラバン)



令和7年6月2日  
豊橋市地域公共交通活性化推進協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

## ●目的

豊橋市は、路線バスが廃止となり、高齢者など自家用車による移動が難しくなった公共交通の空白地区において、「地域生活」バス・タクシー（以下「コミュニティバス」という。）の運行を、運行地域で設置された地域運営団体、交通事業者及び豊橋市の3者が一体となって行っている。このコミュニティバスは、買い物など日常生活を営むうえで必要な交通手段の確保を目的としながら、拠点等を結ぶアクセス交通としての役割も担っている。

コミュニティバスが運行されている北部地区、南部地区、前芝地区、川北地区と路線バスが運行されている野依地区は、いずれも高齢化が進んでいる地区であり、本事業はこの地域における自家用車での移動が難しい高齢者などの日常生活の交通手段の確保を目的としている。また、拠点等を結び幹線公共交通への乗り換えを行うことで、これら沿線住民の広範囲での移動を確保することを目的としている。

## ●必要性

高齢化が進む北部地区、南部地区、前芝地区、川北地区及び野依地区では、沿線住民の買い物など日常生活を営むうえで必要な交通手段の確保をしていかなければならない。

これらの地区におけるフィーダー系統（コミュニティバスや路線バス）は、具体的には、北部地区においては、地域内の通院や買い物での利用に加え、豊川駅で路線バスやJR飯田線、赤岩口で路面電車へ乗り換えし、中心市街地へアクセスするための交通として必要な路線である。また、南部地区においては、豊橋鉄道渥美線、JR東海道本線への乗り換えのアクセス交通として必要な路線である。前芝地区と川北地区においては、成田記念病院や豊橋市民病院への通院及び、豊橋駅へアクセスしその後の広範囲での移動に必要な路線である。野依地区においては、豊橋市立くすのき特別支援学校への交通手段や、成田記念病院や豊橋市民病院への通院及び、豊橋駅へアクセスしその後の広範囲での移動に必要な路線である。

そのため、これら沿線住民にとって、コミュニティバスや路線バスは、必要不可欠な移動を確保し、豊かで快適に生活するためになくてはならないものである。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

## (1) 事業の目標

路線バスやコミュニティバスの運行により、交通不便地域に居住する市民の日常の移動手段を確保するとともに、運行地域に居住する市民が主体的に利用促進に取組み、潜在需要を喚起することにより、持続可能な公共交通としていくことを目標とする。

目標値は、地区ごとに下記のとおり設定する。

## ① 北部地区

令和8年度の利用者数 7,200人  
令和9年度の利用者数 7,200人 令和10年度の利用者数 7,200人  
(令和6年10月～令和7年9月の利用者数見込 5,134人)

## ② 南部地区

令和8年度の利用者数	2, 200人	令和10年度の利用者数	2, 400人
令和9年度の利用者数	2, 300人	(令和6年10月～令和7年9月の利用者数見込)	2, 099人)

③ 前芝地区

令和8年度の利用者数	9, 000人	令和10年度の利用者数	9, 400人
令和9年度の利用者数	9, 200人	(令和6年10月～令和7年9月の利用者数見込)	8, 796人)

④ 川北地区

令和8年度の利用者数	6, 000人	令和10年度の利用者数	6, 500人
令和9年度の利用者数	6, 250人	(令和6年10月～令和7年9月の利用者数見込)	4, 925人)

⑤ 野依地区

令和8年度の利用者数	120, 200人	令和10年度の利用者数	122, 600人
令和9年度の利用者数	121, 400人	(令和6年10月～令和7年9月の利用者数見込)	119, 089人)

## (2) 事業の効果

交通不便地域において路線バスやコミュニティバスを運行することにより、当該地域に居住する市民の日常の移動手段が確保される。

また、鉄軌道、路線バス、コミュニティバスによる公共交通ネットワークが形成される。

## 3. 2の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

対象	実施内容	実施主体
①北部地区 ②南部地区 ③前芝地区 ④川北地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地区へのアンケート等を通して、より有効な路線・ダイヤの見直しを行い、利便性を向上させ利用促進を図る。</li> <li>新たな利用者の掘り起こしを行うため、各地区の地域資源を活かした利用促進イベントの実施や、各地域運営団体が主体となって啓発チラシの配布、自治会の会合等でのコミュニティバスの周知等に取組む。</li> <li>地域運営団体が協議会において、地域の取組を報告し、有識者・事業者・関係機関・他の地域運営団体等との意見交換により、PDCAサイクルを行いながら、事業の推進を図る。</li> </ul>	各地域運営団体 豊橋市
⑤野依地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通マップの作成・配布等により、自動車から公共交通への移動手段の転換を促す。</li> </ul>	豊鉄バス(株) 豊橋市

## 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び

## 運送予定者

### ○運行系統の概要及び運行事業者

①北部地区	柿の里萩平・豊川駅東口系統	柿の里萩平→賀茂西→豊川駅東口	豊鉄タクシー(株)	路線図 :資料1 運行ダイヤ :資料2
	豊川駅東口・豊橋医療センター系統	豊川駅東口→賀茂西→和田辻東→アイセロ北→鷹丘クリニック→豊橋医療センター		
	石巻中山・豊川駅東口系統	石巻中山→賀茂西→豊川駅東口		
	石巻中山・豊橋医療センター系統	石巻中山→賀茂西→和田辻東→アイセロ北→鷹丘クリニック→豊橋医療センター		
	石巻中山・豊橋医療センター系統	石巻中山→和田辻東→五井→鷹丘クリニック→豊橋医療センター		
	石巻中山・豊川駅東口系統	石巻中山→賀茂西→パロー豊川店→豊川駅東口		
	石巻中山・豊橋医療センター系統	石巻中山→賀茂西→和田辻東→アイセロ北→豊橋医療センター		
	豊川駅東口・豊橋医療センター系統	豊川駅東口→パロー豊川店→賀茂西→和田辻東→アイセロ北→豊橋医療センター		
	賀茂西・豊橋医療センター系統	賀茂西→和田辻東→五井→鷹丘クリニック→豊橋医療センター		
②南部地区	細谷二川系統	細谷校区↔ヤマナカ二川店	東海交通(株)	運行区域図 :資料3 運行ダイヤ :資料4
	細谷イオン系統	細谷校区↔イオン豊橋南店 ※地域幹線ネットワーク等と接続しない系統であるため補助対象系統として扱わない。		
	小沢二川系統	小沢校区↔ヤマナカ二川店		
	小沢イオン系統	小沢校区↔イオン豊橋南店 ※地域幹線ネットワーク等と接続しない系統であるため補助対象系統として扱わない。		
	高根芦原系統	高根校区↔芦原駅		
	豊南大清水系統	豊南校区↔	豊鉄タクシー(株)	

		大清水まなび交流館「ミナクル」		
③前芝地区	梅薺前芝線	西駅前↔前芝↔梅薺	東海交通(株)	路線図 :資料5 運行ダイヤ :資料6
④川北地区	下地・津田～豊橋駅前系統	JA 津田支店⇒豊橋駅前(大村行き) ※国土交通省が認める交通不便地域でないため補助対象系統として扱わない。	東海交通(株)	路線図 :資料7 運行ダイヤ :資料8
	下地・津田～大村系統	JA 津田支店⇒豊橋駅前(大村行き)⇒ファミリーマート豊橋長瀬町店		
	大村～下地・津田系統	ファミリーマート豊橋長瀬町店⇒豊橋駅前(下地・津田行き)⇒セブンイレブン豊橋横須賀町店		
⑤野依地区	三本木線(くすのき特別支援学校)	豊橋駅前↔西高師↔くすのき特別支援学校	豊鉄バス(株)	路線図 :資料9 運行ダイヤ :資料10
	三本木線(野依)	豊橋駅前↔西高師↔野依		

## ○運送事業者を選定した経緯

①北部地区	・平成 22 年 5 月 11 日 豊橋市委託業務審査会部会 指名業者選定 ・平成 22 年 6 月 2 日 入札 ・平成 22 年 6 月 2 日 委託業務契約 ・平成 23 年 4 月 1 日 隨意契約 ・平成 23 年 10 月 1 日 隨意契約 ・平成 24 年 4 月 1 日 隨意契約 ・平成 25 年 4 月 1 日 補助対象事業者として選定・補助金交付決定
②南部地区 (細谷・小沢地区)	・平成 25 年 5 月 27 日 公募型プロポーザル公告 ・平成 25 年 6 月 18 日 契約候補者特定 ・平成 25 年 6 月 18 日 委託業務契約 ・平成 26 年 4 月 1 日 隨意契約 ・平成 27 年 4 月 1 日 隨意契約 ・平成 28 年 4 月 1 日 補助対象事業者として選定・補助金交付決定
②南部地区 (高豊地区)	・平成 25 年 4 月 26 日 公募型プロポーザル公告 ・平成 25 年 5 月 29 日 契約候補者特定 ・平成 25 年 6 月 14 日 委託業務契約 ・平成 26 年 4 月 1 日 隨意契約 ・平成 27 年 4 月 1 日 隨意契約 ・平成 28 年 4 月 1 日 補助対象事業者として選定・補助金交付決定
③前芝地区	・平成 25 年 4 月 26 日 公募型プロポーザル公告 ・平成 25 年 5 月 29 日 契約候補者特定 ・平成 25 年 6 月 14 日 委託業務契約 ・平成 26 年 4 月 1 日 隨意契約 ・平成 27 年 4 月 1 日 隨意契約 ・平成 28 年 4 月 1 日 補助対象事業者として選定・補助金交付決定
④川北地区	・平成 27 年 7 月 6 日 公募型プロポーザル公告

	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 27 年 7 月 27 日 契約候補者特定</li> <li>平成 27 年 8 月 4 日 委託業務契約</li> <li>平成 28 年 4 月 1 日 隨意契約</li> <li>平成 29 年 4 月 1 日 隨意契約</li> <li>平成 30 年 4 月 1 日 隨意契約</li> <li>平成 31 年 4 月 1 日 補助対象事業者として選定・補助金交付決定</li> </ul>	
⑤野依地区	・選定の経緯なし（豊鉄バス㈱により運行）	

## 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

豊橋市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

## 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

利用者数について、数値指標によるモニタリング・評価を実施。

## 7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

### 【地域間幹線系統のみ】

※地域内フィーダー系統確保維持の計画のため、記載なし

## 8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

### 【地域間幹線系統のみ】

※地域内フィーダー系統確保維持の計画のため、記載なし

## 9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

### 【地域間幹線系統のみ】

※地域内フィーダー系統確保維持の計画のため、記載なし

## 10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

### 【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」のとおり【添付省略】

## 11. 車両の取得に係る目的・必要性

### 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

## 12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

### 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・令和7年6月2日 第1回 豊橋市地域公共交通活性化推進協議会 ○事業計画の内容について協議、合意
19. 利用者等の意見の反映状況

協議会に利用者を代表する委員がおり、計画内容を説明し、合意を得ている。

**【本計画に関する担当者・連絡先】**

(住 所)	豊橋市今橋町 1 番地
(所 属)	豊橋市都市計画部都市交通課
(氏 名)	山崎 駿斗
(電 話)	0532-51-2463
(e-mail)	toshikotsu@city.toyohashi.lg.jp